

看護婦養成所の運営に関する手引き

看護婦養成所(以下「養成所」という)の運営については、保健婦助産婦看護婦法(昭和23年法律第203号、以下「法」という)、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号、以下「指定規則」という)及び看護婦養成所運営に関する指導要領(以下「指導要領」という)に定めるもののほか、本手引きによるものとする。

第1 名称に関する事項

看護婦養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

第2 学則に関する事項

1. 学則の中には、次の事項を記載すること。
 - (1) 設置の目的
 - (2) 名称
 - (3) 位置
 - (4) 課程名
 - (5) 1学年の入学定員及び学級の編成並びに総定員に関する事項
 - (6) 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
 - (7) 教育課程及び授業時間数に関する事項
 - (8) 学習の評価及び課程の修了の認定に関する事項
 - (9) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
 - (10) 教職員の組織に関する事項
 - (11) 運営を行う会議に関する事項
 - (12) 学生の健康管理に関する事項
 - (13) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項
 - (14) 賞罰に関する事項
2. 学則中に記載した事項の細部については、必要に応じ細則を定めること。
 - 例) 入学者の選考
成績評価、進級及び卒業の認定
健康管理
教職員の所掌事務

諸会議の運営

検定料、入学金、授業料等の金額及び費用徴収の方法

学生の賞罰等

第3 学生に関する事項

1. 出願時の提出書類

入学を希望する者に対しては、入学願書に次の書類を添付させること。

(1) 3年課程及び3年課程(定時制)

学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者であることを証明できる書類等

ア. 高等学校を卒業した者にあつては、高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書及び当該高等学校の成績証明書

イ. 学校教育法施行規則第69条第4号に該当する者にあつては、大学入学資格検定合格証書又は合格証明書

(2) 2年課程及び2年課程(定時制)

ア. 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦の場合は、

(ア) 准看護婦免許証の写

(イ) 准看護婦として3年以上業務に従事した就業証明書

〔当該業務に従事した施設の長(2以上の施設で業務に従事したときは、それぞれの業務に従事している施設の長)の発行する証明書をいう〕

(ウ) 准看護婦養成所の成績証明書

イ. 高等学校を卒業している准看護婦の場合は、

(ア) 高等学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(イ) 准看護婦免許証の写

(ウ) 准看護婦学校養成所の成績証明書

(3) 入学の選考にかかわりのない書類(例えば、戸籍抄本、家族調書等)は、提出させないこと。

2. 入学資格の認定

- (1) 学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者(高等学校を卒業した者を除く)であって准看護婦であるものは、高等学校を卒業した准看護婦と同様に入学資格を有するものであること。
- (2) 外国における学校教育を修了した者等の入学を認めるに際し、指定規則等に照らして疑義がある場合には、当該養成所のみ判断でなく、関係機関と協議すること。
- (3) 2年課程及び2年課程(定時制)の入学を認める際は、准看護婦籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。

なお、学校教育法第56条第1項の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護婦免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては准看護婦籍への登録が完了次第免許証の確認を行うこと。

3. 入学の選考

- (1) 入学の選考は1.により提出された書類、選考のための学力検査の成績等を資料として、適正に行うこと。
- (2) 入学の選考に当たっては、看護職員としての適性を十分に考慮すること。
- (3) 看護職員としての能力や適性にかかわりのない事項(例えば、身長、体重、家族関係等)によって入学を制限しないこと。

第4 教員に関する事項

1. 専任教員及び教務主任

- (1) 指導要領第4-1-(1)-ウの看護婦としての業務年数は、病院での従事年数3年以上を含むものとする。
- (2) 指導要領等4-1-(1)-エの必要な研修を受けた者は、次の者をいうこと。
ア. 厚生省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者
イ. 国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者
ウ. 厚生省が委託実施している看護教員養成講習会修了者
エ. 厚生省が認定している看護教員養成講習会修了者
- (3) 保健又は看護の教科の高等学校教諭の免許状を有している者については、指導要領第4-1-(1)-エに該当しないこと。
- (4) 看護にかかわる業務をはなれて5年以上経ている者は、専任教員として好ましくないこと。
- (5) 指導要領第4-1-(4)の趣旨は、講義1時間を担当するには準備時間等に2時間程度を要することから、1人の専任教員が担当できる1週間当た

りの講義時間数の標準を15時間としたものである。実習を担当する場合にあっては、実習3時間に対し1時間程度の準備時間等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。

- (6) 専任教員は、学会等に参加するなど自己研鑽に努めること。
- (7) 専任教員の構成は、年齢、実務経験を考慮し、各教員が基礎看護学、成人看護学、老人看護学、小児看護学及び母性看護学等の専門性が発揮できるよう配慮すること。
- (8) 実習病院の数が多施設にわたる場合は、専任教員又は実習指導者を増員することが望ましいこと。
- (9) 2年課程(定時制)を夜間の授業時間で行う場合は、専任教員又は実習指導者を増員することが望ましいこと。
- (10) 2以上の課程を併設する養成所であって養成所の長が兼任である場合は、各課程を統括する専任の職員を置くことが望ましいこと。

2. 実習指導者

指導要領第4-3-(1)の実習指導者として必要な研修とは、厚生省が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものをいうこと。

3. その他の教員

- (1) 基礎科目の授業は、大学又は短期大学において当該科目を担当している教員によって行われることが望ましいこと。
- (2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野を十分に考慮して選任すること。
- (3) 学生の生活相談等を担当する職員を置くことが望ましいこと。

第5 教育に関する事項

1. 授業時間数

- (1) 講義については、1時間の授業時間につき休憩10分程度を含めて差し支えないこと。
- (2) 実習については、1時間を60分とすること。
- (3) 1日当たりの授業時間数は6時間程度とすること。
- (4) 1週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は、30時間程度とすること。
- (5) 1週間当たりの授業時間数は、定時制の場合は、15～20時間とすること。
- (6) 教育目標を達成するために各養成所が設定する学科試験、行事、特別講義等の時間は、指定規則に定める時間数の1割程度とすること。

2. 教育実施上の留意事項

(1) 看護婦教育の目標

看護婦教育の目標は、看護婦として看護を行うために必要な対象(小児、成人、老人)、母性の理解、基礎的知識と技術を習得し、併せて進展する

医療に対応できる応用能力、問題解決能力を身に付けることである。

(2) 教育計画上の留意事項

ア. 各科目の授業については、心身両面の疾患をもった対象の看護が理解できるよう、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目と関連づけて効果的に教育計画を作成すること。

イ. 専門科目の各科目については、それぞれの教育内容が含まれるよう配慮するとともに、授業の担当については医師及び看護婦の分担を十分に考慮すること。

ウ. 集中講義、集中実習の計画は避け、できるだけ講義と実習を並行、あるいは交互に組み入れることが望ましいこと。

エ. 各科目については「授業要綱」、「実習要綱」及び「実習指導要綱」を作成すること。

オ. 臨床実習については、次のことを考慮すること。

(ア) 臨床実習の開始までには、臨床実習の目的と内容に照らし必要な基本的技術が習得できるよう、講義の時間の中で校内実習や教材等を活用した演習を十分に行うこと。

(イ) 同一科目の臨床実習の科目が2施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差を生じないよう、教育計画を配慮すること。

(ウ) 保健、福祉との連携並びに継続看護等を理解させるため、「臨床実習」の場として、保健所、保育所、乳幼児施設、母子健康センター、学校、事業所及び社会福祉施設等を適宜含めることが望ましいこと。

なお、病院以外での臨床実習は、指定規則に定める時間数の1割程度とすること。

第6 施設設備に関する事項

1. 土地、建物の所有等

(1) 土地、建物は、設置者の所有であることを原則とすること。

ただし、貸借関係が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 教育環境について配慮がなされていること。

(3) 校舎は、独立した建物であることが望ましいこと。
ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上制約を受けることのないよう配慮すること。

2. 教室等

(1) 各室の配置は、各室の関連と利便を配慮すること。

(2) 実習室内の配置においては、清潔を保つ必要のある部分とその他の部分とは、区分して配慮すること。

(3) 化学実験室と調理実習室は、同一の部屋を両者

として使用することはできないこと。

(4) 学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、視聴覚教室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、便所、倉庫、体育場、講堂を有することが望ましいこと。

(5) 自施設に体育場がない場合は、隣接した場所に体育場を確保すること。

(6) 他の課程を併設する養成所においては、課程毎に専用とすべき部分以外は兼用して差し支えないが、課程毎にまとまりがあり、かつ、機能的な配置とすること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3. 機械器具、標本及び模型

(1) 指導要領別表3に掲げるものの具体的内容については、別表を標準として機械器具、標本及び模型を整備すること。

(2) 看護用具は、定員数、実習病院の看護内容等を考慮して補充すること。

第7 実習施設に関する事項

1. 実習病院として、基礎看護、成人看護、老人看護、小児看護及び母性看護の実習を行う病院を確保すること。また、精神病棟又は精神病院の確保に努めること。

2. 指導要領第7にいう主たる実習病院の要件の詳細については、次の事項に配慮すること。

(1) 「看護組織が明確に定められていること」とは、次のことを意味すること。

ア. 病院組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。

イ. 看護部門としての方針が明確であること。

ウ. 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(2) 「看護基準が作成され活用されていること」とは、次のことを意味すること。

患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各医療施設が提供できる看護内容を疾患別、症状別に基準化し、文章化したもの)が使用しやすいよう配慮して作成され、常時活用されていること。

(3) 「看護手順が作成され活用されていること」とは、次のことを意味すること。

看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各医療施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。

(4) 「看護に関する諸記録が適正に行われていること」とは、次のことを意味すること。

ア. 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応

を中心とした看護の過程(計画, 実施, 実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。

4. 各患者に対する医師の指示が正確に、かつ確実に記録されていること。

(5) 学生の指導を担当できる実習指導者とは、指導要領第4-3実習指導者と同様であること。

(6) 実習生が臨床実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。

(7) 実習生の更衣室、休憩室が準備されていること。

3. 主たる実習病院の定床数については、原則として200床以上とすること。

200床を欠ける場合においても、指導要領第7にいう主たる実習病院の要件を満たしていること。

4. 実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位毎に10名を限度とすること。従って、多数の学校養成所が実習する場合は、全体の実習計画の調整が必要であること。

5. 母性実習を行う実習病院は、原則として年間分娩件数が250例以上であること。

250例を欠く場合には、地域での産院、産科診療所

で、実習指導者の確保できるものを別途確保しておくこと。

6. 実習病院の数は、原則として2又は3施設であることが望ましいこと。

7. 実習病院は、原則として養成所の所在地の都道府県内にいること。

第8 寄宿舎に関する事項

学生の厚生施設として、必要に応じ寄宿舎を有すること。

第9 管理及び維持経営に関する事項

1. 養成所運営に関係する職員の所掌事務及び組織、養成所運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。

2. 養成所運営に関する諸書類が保管されていること。

3. 運営経費において講師謝金、図書費等のほか必要に応じ機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。

■プログラムの立案から実地まで——看護現任教育に携わるすべての人に!!

看護現任教育 プログラムづくりとその展開

新刊

川島みどり 健和会臨床看護学研究所所長

杉野元子 コミュニケーション スキル センター
地域活動研究所

西元勝子 自治医科大学看護短期大学教授

「病院の質」「看護の質」が問われる時代である。そして、高度化する医療と患者の高齢化により、看護婦現任教育の必要性についての認識は年とともに高まってきている。

本書は、それぞれの思いを持って長年看護現任教育にかかわってきた3人の協同作業によるもので、施設の教育部長をはじめ、現任教育にかかわる看護婦の方々のために、各施設の条件に合ったプログラムの立案の仕方やその効果的な運営について図・表やイラストを多用して具体的に記述したものである。

初めて教育担当になった人もこの一冊があれば看護現任教育の理念を持ち、プログラムの立案から実地まで、自信を持って行なえるだろう。

●主要内容

第I章 看護現任教育の必要性 ①現任教育をめぐる状況 ②施設内教育はなぜ必要か ③職場を活性化し看護婦が生き生きと働くために ④さまざまな看護婦のタイプ ⑤初めての院内教育—新米現任教育部長にできたこと ⑥自立学習活動への援助

第II章 現任教育を成功させよう ①だれがどのように行なうか ②指導する立場にある人に求められるもの ③教育委員会の組織づくりとその運営 ④目的や対象に合わせたプログラムの立案 ⑤集合教育の運営 ⑥いろいろな教育技法とその展開法

第III章 現任教育の実際の展開 ①新人看護婦研修プログラムの一例—みさと健和会病院の場合 ②臨床指導者研修会の運営—自治医科大学付属病院看護部の場合 ③部長・主任合同合宿研修会—健和会の場合 ④新しいセクションの開設に向けて—姫路聖マリア病院にみるスタッフ教育

[付]新人研修は看護の環境を整えるチャンス 新人研修プログラムの実際例

●A5 頁170 表27 1989 ¥1,800 丁300



医学書院

①①③-⑨① 東京・文京・本郷5-24-3 ☎03-817-5657(販売部直通) 振替東京7-96693

別表 機械器具，標本及び模型

品目	内容	品目	内容
ベッド 布団一式	敷布団，掛け布団，枕，シーツ等	浣腸用具一式	高圧浣腸用，グリセリン浣腸用
看護用具等 排泄用具一式	尿器，便器(和式・洋式用，男性・女性用)，ゴム便器，尿便器架，ポータブルトイレ，携帯用尿器	洗浄用具一式 消毒缶 手術用手洗い用具一式	胃・腔・膀胱用 大，中，小 手術用手洗い設備，洗面器，洗面台，手術用手洗い用ブラシ及び石鹸
指導要領に掲げる以外のもの	洗面用具一式(洗面器，コップ，膿盆) 清拭用具一式(バケツ，洗面器，ピッチャー) ケリーパッド，ついたて又はスクリーン 褥法用具一式(氷枕，氷のう，湯たんぽ) 褥瘡予防用具(円座，エアマットレス，リフパッド) 離被架，砂のう(大きさ，重さが各種) 抑制帯・衣(成人・小児用)	小手術用器械器具一式	器械台，剪刀，鉗子，鉤，針，糸，持針器，肛門鏡，腔鏡，腰椎麻酔セット，硬膜外麻酔セット，縫合セット，気管切開用・静脈切開用・開腹手術用器械
処置用具等 診察用具一式	聴診器，血圧計，額帯反射鏡，舌圧子，打腱器，知覚検査用具，巻尺，トラウベ聴診器	整形外科用器具一式 指導要領に掲げる以外のもの	牽引用具，ギプス用器材，副子 検温用具一式(口腔・腋窩・肛門用体温計，電子体温計，検温トレイ) 与薬用具一式(薬杯，与薬トレイ) 吸引器，カテーテル(吸引用，胃・十二指腸用，膀胱用)
計測器一式	身長計(成人・小児用) 体重計(成人・小児・乳児用) 座高計，肺活量計，骨盤計，握力計	機能訓練用具 車椅子 歩行補助具	片麻痺用，対麻痺用 ウォーカー，コ型歩行器，松葉杖，ロフトランド杖
救急処置用器材一式	救急処置カート，心臓マッサージ板，アンビューバッグ	自助具	食器，スプーン，フォーク類等，日常生活動作の補助具
注射用具一式	針，注射器(皮下・筋肉・静脈・点滴用)，点滴セット，点滴用スタンド	各種リネン	マットレス，毛布，枕(大・中・小)，シーツ，タオル，寝衣(特殊ねまきを含む)，手術衣，予防衣
経管栄養用具一式	胃管，経管栄養バッグ，スタンド	指導要領に掲げる以外のもの	必要に応じ，調理実習室用(治療食用モデルを含む)，化学実験室用，体育用機械器具